

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

最近改正 平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）定款第 13 条第 3 項及び第 27 条第 3 項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬等)

第 3 条 財団は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員（事務局長を除く。）を兼ねる常勤役員には報酬は支給しない。

- 2 報酬額は、別表第 1 の範囲内の額とする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とし、支給日、支給方法等の詳細については財団給与規則及び給与規程に準じるものとする。また、その通勤の実態に応じ、財団給与規程による職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。
- 4 前項の場合において、所得税、市民税、県民税及び社会保険料は、各法令の規定に基づき控除するものとし、控除することについて本人から申出のあった会費、立替金、積立金及び貸付金等は、毎月の報酬から控除する。
- 5 常勤役員の退任にあたっては、退職慰労金は支給しない。

(評議員及び非常勤役員の報酬等)

第 4 条 評議員及び非常勤役員は原則無報酬とする。ただし、理事会又は評議員会等財団の会議に出席する場合は、一日又は会議一回の参加につき、その都度別表第 2 の額を支給することができる。

- 2 前項のほか、非常勤である監事のうち公認会計士である者が在任しており、その者が定款第 24 条に規定する職務を行う場合には、毎年 6 月末日に年額 20 万円の報酬を支給する。この場合にお

いて、6月末日が金融機関の休業日にあたる場合は、前条第3項の規定（支給日の順次繰り上げ）を準用する。

- 3 第1項ただし書きの規定は、評議員及び非常勤役員のうち、国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第3条に規定する職（一般職及び特別職）にある者については、適用しない。

（諸費用の支払い）

第5条 財団は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項の請求に係る規定は、通勤手当には適用しない。

（公表）

第6条 財団は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則施行に伴い、次の要綱は廃止する。

- (1) 財団法人横浜企業経営支援財団常勤役員にかかる勤務及び報酬に関する要綱
- (2) 財団法人横浜企業経営支援財団非常勤役員等にかかる費用弁償及び報酬に関する要綱

附 則

（施行期日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

役員の種類	報酬額
理事長	年額 7,400,000 円以内
常務理事	年額 6,300,000 円以内

別表第2（第4条第1項関係）

役員等の種類	報酬額
評議員及び非常勤役員	10,000 円（源泉所得税控除後）